

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第10号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「新たに教職員」の右に「(条例第2条第1項に規定する教職員のことをいう。以下同じ。)」を加え、「一」を「いずれか」に改める。

第4条の3第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第5条本文中「臨時的任用教職員」の右に「(臨時的に任用された教職員のことをいう。以下同じ。)」を加える。

第7条の3中「京都府立学校教職員」の右に「(条例第5条に規定する京都府立学校教職員のことをいう。)」を加える。

第9条第1項中「、臨時的任用教職員にあつては別表第3の2に」を削り、同条中第5項を第8項とし、第4項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 前6項の規定にかかわらず、臨時的任用教職員(事務員を除く。)の年次休暇は、別表第3の2に掲げるとおりとする。ただし、任用前の経歴であつて別に定める経歴を有する者においては、20日以内で別に定める日数を加えることができる。

第9条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日(育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員にあつては別に定める日数)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 教職員が受けることのできる年次休暇の日数中に前項の規定により繰り越された日数が含まれる場合に、当該教職員が年次休暇を受けたときは、繰り越された年次休暇から先に受けたものとして取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)